青森県のうち西津軽郡のうち深浦町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち野辺地町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十四・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十二・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量百キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち野辺地町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量百キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち六戸町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち六戸町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四キロリットル以上

に、を、に、を

		四　灯油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち東北町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五・七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち東北町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち六ヶ所村	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち上北郡のうち六ヶ所村	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、に、を、に